



# アフィリエイト規約

本規約は、イーディーコンライブ株式会社（以下「当社」といいます）が提供するアフィリエイトサービスに参加するアフィリエイトパートナーが、本サービスの参加及び利用に関して遵守すべき事項を定めるものです。

## 第1条（定義）

本規約において使用される各用語は、それぞれ次の各号に定める意味を有するものとします。

- 「本サービス」とは、当社が提供するアフィリエイトサービスをいいます。
- 「パートナー」とは、アフィリエイトパートナーとして本サービスに参加する者をいいます。
- 「ショップ」とは、当社が運営するウェブサイトのうち本サービスによるリンクの対象として、当社が指定したショップもしくはパートナー専用アフィリエイトショップをいいます。
- 「パートナー専用アフィリエイトショップ」とは、ショップの看板の表記にパートナーの指定する商標等を付したものをいいます。
- 「本契約」とは、本規約に基づき生ずる当社とパートナーとの間の契約関係をいいます。
- 「AFメディア」とは、パートナーが自ら運営管理するウェブサイト、電子メールのメッセージ、アプリケーション、その他本サービスの対象となるものとして、当社とパートナー間で合意した媒体をいいます。
- 「リンク等」とは、ショップにリンクする専用バナー広告、専用URL、アプリケーション、QRコード、その他本サービスの対象となるものとして当社が指定するユーザーの誘導手段をいいます。
- 「ユーザー」とは、AFメディアの閲覧者をいいます。
- 「出品者」とは、ショップにおける商品又はサービス（以下「商品等」といいます）の販売、予約受付等を行う者をいいます。

## 第2条（規約の変更）

- 当社は、パートナーの了解を得ることなく本規約を変更することができるものとします。本規約を変更した場合、本サービスの利用条件は、変更後の規約によるものとします。
- 変更後のアフィリエイト規約は、当社が別途定める場合を除き、当社がパートナーに対し提示した時点より、効力を生じるものとします。

## 第3条（パートナー登録）

- 本サービスにパートナーとして登録を希望する者は、本規約に記載されている全ての条項の意味を理解し、全て同意した上で、当社が指定する方式により本サービスの登録申請を行うものとします。
- 当社は、前項の登録申請について、当社が独自に定める審査を行った上で、パートナー登録を行うものとします。
- 当社は、パートナーになるようとする者が運営しているウェブサイトが次の各号の一に該当すると判断した場合には、パートナー登録を拒否することができます。また、当社がパートナー登録後に、パートナーが運営するウェブサイトが次の各号の一に該当することが判明した場合は、当社は当該パートナーの登録を抹消することができます。
  - わいせつな表現、内容を含むウェブサイト
  - 他人の名誉、プライバシー権その他の権利を侵害するおそれのある表現、内容を含むウェブサイト
  - 第三者の知的財産権等の権利を侵害するおそれのある表現、内容を含むウェブサイト
  - 法令等に違反する表現、内容を含むウェブサイト
  - 反社会的または公序良俗に反する内容、表現を含むウェブサイト
  - 第1号から第5号までのいずれかに該当するウェブサイトへのリンクを有するもの
  - その他当社が不適当と判断したウェブサイト

## 第4条（本サービスの内容）

- 本サービスは、パートナーがAFメディアにリンク等を設置し、ユーザーが当該リンク等を通じてショップにアクセスし（以下このようなアクセスを「経由アクセス」といいます）これによって出品者に生じた売上、販売件数、予約受付件数等当社が規定する成果（以下「成果」といいます）に応じて、当社がパートナーに対して報酬（以下「成果報酬」といいます）を支払うものとします。
- 当社は、パートナーがパートナー専用アフィリエイトショップの作成を希望した場合には、パートナーから提供された商号、商標、ロゴ、デザイン等を使用してパートナー専用アフィリエイトショップを作成するものとします。

## 第5条（リンク等の掲示）

- パートナーは、AFメディア内の任意の場所に、当社所定の方法により、リンク等を設置することができます。ただし、当社またはリンク先となる出品者が、リンク等の設置について制限又は条件を付しているときは、これに従うものとします。
- パートナーは、リンク等を設置するにあたり、当社が作成したリンク用コンテンツを使用するものとします。
- パートナーは、リンク用コンテンツを、本規約に基づく本サービス利用のためのリンク等設置以外の目的に使用することはできません。

- 当社は、リンク等が設置されたAFメディアが、そのコンテンツ等からふさわしくないと判断した場合は、パートナーが運営するAFメディアの全部または一部からのリンクを拒否できるものとします。また、当社から、設置したリンク等について削除又は変更を希望する旨通知があったときは、パートナーは、ただちに当該リンク等を削除又は変更しなければなりません。

## 第6条（禁止事項）

パートナーは、以下の行為を行ってはならないものとします。

- 当社、出品者、ユーザー、一般消費者その他の第三者の権利、利益、プライバシー、名誉等を損なう行為、その他の不利益を与える行為又はそのおそれのある行為
- 他人が管理運営するウェブサイト、メーリングリスト又はメールマガジン等にリンク等の設置を依頼すること
- 自ら若しくは第三者を通じて、真に取引を行う意思がないにも関わらず出品者と取引を行っている当社が判断する行為
- リンク用コンテンツのうち当社が編集を可能とした部分以外について改変（当社が指定したリンク先以外へリンクさせることを含みます）し、又は第三者に改変させること
- 掲示板への書き込み、メールでのスパム行為等、当社、出品者又は第三者が迷惑又は不快感を覚える宣伝行為をすること
- 出品者との間で、直接本サービスに基づく広告と同一又は類似の取引を行う契約を締結すること
- 本サービスを利用して当社と競合し又は競合する可能性のあるサービスを提供すること
- 本サービスその他の当社の業務の運営・維持を妨げる行為を行うこと
- その他当社が不適当と判断する行為

## 第7条（パートナーの義務等）

- パートナーは、リンク等が指定されたリンク先へ正しくリンクされているか否かを定期的に確認し、リンク切れ又はリンク先の過誤を発見した場合は、直ちにリンク等の更新あるいは削除を行わなければならないものとします。
- パートナーは、当社が指定する日までにパートナー専用アフィリエイトショップを作成するために必要なロゴ、デザイン等のデータを当社に提供し、当社がパートナー専用アフィリエイトショップを作成・運営するために必要な範囲で当該ロゴ、デザイン等の使用を許諾するものとします。

## 第8条（成果報酬の支払）

- ユーザーが経由アクセスを経て、商品等を購入した場合、当社は、パートナーに対し、購入額に当社が定める料率を乗じた金額を成果報酬として支払うものとします。
- 前項の料率は、当社管理画面上の表記を原則とします。
- 当社は、成果報酬を毎月末日を締切日として1ヵ月単位で集計し、成果の発生月の翌々月15日（当該日が金融機関の休日にあたる場合は、その翌営業日）に、パートナーが予め指定した金融機関口座に対する振込送金により支払うものとします。
- 前項の振込手数料等の費用の負担については、パートナーの負担とします。
- 第3項の規定にかかわらず、1ヵ月間に発生した成果報酬の合計額（消費税を含む）が10,000円未満の場合の成果報酬の支払は、未払いの成果報酬の累計額（消費税を含む）が10,000円以上となる月の翌々月15日（当該日が金融機関の休日にあたる場合は、その翌営業日）まで順次繰越されるものとします。
- 当社は、本契約が終了したときは、本契約終了時までに発生した未払いの成果報酬の累計額を、契約終了日の属する月の翌々月15日（当該日が金融機関の休日にあたる場合は、その翌営業日）に、パートナーが予め指定した金融機関口座に対する振込送金により支払うものとします。この場合、支払に関わる振込手数料等の費用の負担については、第4項の規定に準ずるものとします。
- 本契約終了時までに発生した未払いの成果報酬の累計額（消費税を含む）が1,000円未満の場合は、パートナーの当該成果報酬の受領の権利は本契約終了と同時に消滅するものとします。
- 当社は、次の各号の一に該当する場合は、パートナーに対する成果報酬の支払の遅延又は不履行に対して、その一切の責任を負わないものとします。
  - 当社が指定した日までにパートナーから金融機関口座の情報の提供がない場合
  - 提供された金融機関口座の内容に不備又は漏れがある場合

## 第9条（権利の非許諾）

- 当社は、本規約で明文をもって許諾された以外の権利をパートナーに対し付与するものではありません。
- 当社は、第7条第3項に基づき、パートナーからロゴ、デザイン等の提供を受けた場合には、パートナー専用アフィリエイトショップを作成・運営するためにのみ使用し、パートナー専用アフィリエイトショップの作成・運営以外の目的には使用しないものとします。

# アフィリエイト規約

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、甲乙間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第10条（登録事項の変更）

- 1 パートナーは、本サービスの登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに変更後の内容を当社所定の方式により当社に届出なければなりません。
- 2 当社は、パートナーが前項に定める登録内容の変更の届出を怠ったことにより生じた成果報酬の支払遅延その他の不利益に対して、その一切の責任を負わないものとします。

（平成19年7月23日現在）

## 第11条（当社からの通知）

当社からパートナーに対する通知は、パートナーが登録した電子メールアドレス宛に当社が電子メールを発信した時点で、通常到達すべき時にパートナーに到達したものとみなします。

## 第12条（本サービスの停止・中止）

- 1 当社は、パートナーに事前に告知することにより、ショップを管理するサーバの保守点検その他の目的で本サービスの一部又は全部を停止することができるものとします。
- 2 当社は、ショップを管理するサーバに突発的な障害等が発生した場合は、パートナーに事前に告知することなく本サービスを直ちに停止することができるものとします。
- 3 当社は、自己の営業上の重要な変更があった場合は、パートナーに30日前までに告知することにより本サービスを中止することができるものとします。
- 4 前三項の場合、当社は、その理由の如何にかかわらず、本サービスの停止又は中止によりパートナーが被った損害に対して、一切の賠償責任を負わないものとします。

## 第13条（秘密保持）

- 1 当社及びパートナーは、本契約期間中または契約終了後にかかわらず、本契約および本契約に関連して知り得た相手方の営業上、技術上の情報、その他相手方の秘密に属すべき一切の事項を第三者に漏えい、開示、提供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、本サービスの提供に必要な範囲で、当社のグループ会社又は秘密保持契約を締結した提携会社との間で、パートナーに関する情報を開示することができる。

## 第14条（契約の解除）

- 1 当社は、パートナーが次の各号の一に該当した場合には、何らの通知催告なしに本契約を解除することができるものとします。
  - (1) 本規約に違反したとき
  - (2) 重大な背信行為があったとき
  - (3) 手形または小切手の不渡処分をなし、または銀行あるいは手形交換所の取引停止を受けたとき
  - (4) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申立てを受けたとき
  - (5) 破産、民事再生、会社更生、会社整理または特別清算の申立てがされたとき
  - (6) 前三号のほか、パートナーの信用状態に重大な変化が生じたとき
  - (7) 解散または営業停止状態となったとき
  - (8) 当社による連絡が取れなくなったとき
  - (9) 監督官庁から営業免許または営業登録の取消等の行政上の処分を受けたとき
  - (10) 公序良俗に反する行為を行なったとき
  - (11) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると甲が判断した場合
  - (12) その他当社との本契約の継続が困難であると判断した場合
- 2 当社及びパートナーは、事由の如何を問わず、1ヵ月前までに書面により予告することにより本契約を解除することができるものとします。

## 第15条（損害賠償）

当社は、パートナーが本規約に違反したことにより損害を被った場合には、損害賠償を請求することができるものとします。

## 第16条（権利義務の譲渡等の禁止）

- 1 パートナーは、本契約に基づく権利又は義務を、他に譲渡し又は担保に供しその他一切の処分をしてはならないものとします。
- 2 当社は、本サービスの営業を第三者に譲渡する場合は、事前にパートナーに告知することにより、本契約上の地位又は権利、義務について、第三者に譲渡し、担保に供しその他の処分を行うことができるものとします。

## 第17条（契約期間及び存続条項）

本契約は、パートナーが本サービスへの登録を完了した時点から本契約の終了時まで効力を有し、当社及びパートナーを拘束するものとします。ただし、第8条、第9条、第10条第2項、第12条第4項、第13条、第15条、第16条乃至第18条は、本契約の有効期間が満了した後も有効に存続するものとします。

## 第18条（準拠法、管轄裁判所）

# 新規得意先カード

得意先コード	
--------	--

ED営業担当: \_\_\_\_\_

平成 19年 月 日 作成

フリガナ				お客様確認印			
会社名							
本社住所	A						
代表者名							
電話番号		FAX番号					
実取引住所	B.〒						
電話番号		FAX番号					
取引担当者		担当部署					
請求書送付先	A ・ B	←どちらかに○をつけてください					
取引銀行	銀行		支店				
経営規模	資本金	万円	年商	前期	万円		
業務内容			前々期	万円			
取引条件	締日	末日	請求書必着日	日	支払日	翌 ・ 翌々	日払
	支払方法	現金振込					
		手形		手形サレ		日	
内容情報変更日	年 月 日		年 月 日		年 月 日		
初回取引内容							
摘要							
経理記入欄							
	経営管理部		事業部長		営業アシスタント		営業

※恐れ入りますが [ ] 欄をご記入の上、 お客様確認印(社版・ご担当者印)をお願いいたします。